



発行 新潟県

**第1号**

令和3年1月5日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 1 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 2 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 3 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 4 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 5 都市計画の変更案の縦覧（都市政策課）
- 6 都市計画の変更案の縦覧（都市政策課）
- 7 都市計画の変更案の縦覧（都市政策課）

公 告

予算の公表（財政課）

病院局公告

特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）

告 示

◎新潟県告示第1号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、妙高市の水上土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和3年1月5日

新潟県上越地域振興局長

1 就 任

- |    |                |       |
|----|----------------|-------|
| 理事 | 妙高市大字北条639番地の3 | 東條 茂  |
|    |                | (理事長) |
| 〃  | 〃 川上461番地      | 古川 守  |
| 〃  | 〃 上新保984番地     | 石田 利夫 |
| 〃  | 〃 西条360番地      | 池田 隆  |
| 〃  | 〃 吉木859番地2     | 和泉 明  |
| 〃  | 〃 吉木771番地      | 鈴木 隆一 |
| 〃  | 上越市板倉区小石原194番地 | 矢崎 徳雄 |
| 監事 | 妙高市大字上新保987番地  | 古川 一郎 |
| 〃  | 〃 北条320番地      | 保坂 喜和 |
| 〃  | 〃 大鹿2968番地     | 上野 隆  |

就任年月日 令和2年12月16日

2 退 任

- |    |                |       |
|----|----------------|-------|
| 理事 | 妙高市大字北条639番地の3 | 東條 茂  |
|    |                | (理事長) |
| 〃  | 〃 川上461番地      | 古川 守  |
| 〃  | 〃 上新保1060番地    | 廣田 繁吉 |
| 〃  | 〃 西条360番地      | 池田 隆  |

〃	〃	吉木711番地	古川 省治
〃	〃	吉木771番地	鈴木 隆一
〃	上越市板倉区小石原145番地		竹内 成一
監事	妙高市大字上新保987番地		古川 一郎
〃	〃	吉木960番地	田中 裕三
〃	〃	北条598番地	東條 憲一
退任年月日		令和2年12月15日	

### ◎新潟県告示第2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の三和村土地改良区の定款の変更を令和2年12月17日認可した。

令和3年1月5日

新潟県上越地域振興局長

### ◎新潟県告示第3号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、新潟市及び南蒲原郡田上町の一部を受益地域とする県営新津郷田上地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年1月5日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年1月6日から令和3年2月3日まで

3 縦覧に供する場所

新潟市秋葉区役所及び南蒲原郡田上町役場

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

### ◎新潟県告示第4号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和3年1月5日

新潟県知事 花角 英世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
新潟市	新潟市の地籍図及び地籍簿

	西蒲区漆山の一部
村上市	村上市の地籍図及び地籍簿 上野の一部

- 2 認証年月日  
令和2年12月22日

### ◎新潟県告示第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和3年1月5日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

- 1 都市計画の種類  
上越都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 上越都市計画市街化区域
    - ア 追加する部分  
上越市八千浦の一部、大字夷浜の一部、大字遊光寺浜の一部、大字下荒浜の一部、大字黒井の一部、港町二丁目の一部
    - イ 削除する部分  
上越市大字土橋の一部、大字石沢の一部
  - (2) 上越都市計画市街化調整区域
    - ア 追加する部分  
上越市大字土橋の一部、大字石沢の一部
    - イ 削除する部分  
上越市八千浦の一部、大字夷浜の一部、大字遊光寺浜の一部、大字下荒浜の一部、大字黒井の一部、港町二丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
  - (1) 期間 自 令和3年1月5日  
至 令和3年1月19日
  - (2) 場所
    - ア 上越市本城町5番6号（〒943-8551）  
新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課
    - イ 上越市木田1丁目1番3号（〒943-8601）  
上越市都市整備部都市整備課計画係
    - ウ 上越市浦川原区釜淵5番地（〒942-0393）  
上越市浦川原区総合事務所建設グループ
    - エ 上越市柿崎区柿崎6405番地（〒949-3292）  
上越市柿崎区総合事務所建設グループ
    - オ 上越市板倉区針722番地1（〒944-0192）  
上越市板倉区総合事務所建設グループ
- 4 意見書の提出方法  
案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名（法人その他の団体にあつては、名前及び代表者の氏名）、住所及び電話番号を（利害関係人の方は、利害を有する土地の所在地、権利の種類についても）記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。
- 5 意見書を提出できる者  
上越市の住民並びに利害関係人
- 6 意見書の提出期限  
令和3年1月19日（火）（必着のこと。）

### ◎新潟県告示第6号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和3年1月5日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 上越都市計画臨港地区

(2) 名称 直江津港臨港地区

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

上越市八千浦の一部、大字夷浜の一部、大字遊光寺浜の一部、大字下荒浜の一部、大字上荒浜の一部、大字黒井の一部、港町二丁目の一部

(2) 削除する部分

なし

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 令和3年1月5日

至 令和3年1月19日

(2) 場所

ア 上越市本城町5番6号(〒943-8551)

新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課

イ 上越市木田1丁目1番3号(〒943-8601)

上越市都市整備部都市整備課計画係

ウ 上越市浦川原区釜淵5番地(〒942-0393)

上越市浦川原区総合事務所建設グループ

エ 上越市柿崎区柿崎6405番地(〒949-3292)

上越市柿崎区総合事務所建設グループ

オ 上越市板倉区針722番地1(〒944-0192)

上越市板倉区総合事務所建設グループ

4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名(法人その他の団体にあつては、名前及び代表者の氏名)、住所及び電話番号を(利害関係人の方は、利害を有する土地の所在地、権利の種類についても)記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

5 意見書を提出できる者

上越市の住民並びに利害関係人

6 意見書の提出期限

令和3年1月19日(火)(必着のこと。)

---

◎新潟県告示第7号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和3年1月5日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 都市計画の種類及び名称

(1) 種類 上越都市計画道路

(2) 名称 3・3・4号 飯門田新田線

3・4・14号 西福島下吉線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 3・3・4号 飯門田新田線

ア 追加する部分

上越市高土町受地の一部、大字上島の一部

- イ 削除する部分  
なし
- (2) 3・4・14号 西福島下吉線
  - ア 追加する部分  
なし
  - イ 削除する部分  
上越市日之出町の一部、西福島の一部
- 3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所
  - (1) 期間 自 令和3年1月5日  
至 令和3年1月19日
  - (2) 場所
    - ア 上越市本城町5番6号(〒943-8551)  
新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課
    - イ 上越市木田1丁目1番3号(〒943-8601)  
上越市都市整備部都市整備課計画係
    - ウ 上越市浦川原区釜淵5番地(〒942-0393)  
上越市浦川原区総合事務所建設グループ
    - エ 上越市柿崎区柿崎6405番地(〒949-3292)  
上越市柿崎区総合事務所建設グループ
    - オ 上越市板倉区針722番地1(〒944-0192)  
上越市板倉区総合事務所建設グループ
- 4 意見書の提出方法  
案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名(法人その他の団体にあつては、名前及び代表者の氏名)、住所及び電話番号を(利害関係人の方は、利害を有する土地の所在地、権利の種類についても)記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。
- 5 意見書を提出できる者  
上越市の住民並びに利害関係人
- 6 意見書の提出期限  
令和3年1月19日(火)(必着のこと。)

## 公 告

### 予算の公表について(公告)

令和2年12月18日新潟県議会において議決された令和2年度新潟県一般会計補正予算、企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和3年1月5日

新潟県知事 花 角 英 世

令和2年度新潟県一般会計補正予算

令和2年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,308,302千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,484,990,181千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第9款 国庫支出金		千円 216,002,984	千円 1,304,029	千円 217,307,013	
	第2項 国庫補助金	185,618,525	1,304,029	186,922,554	
第12款 繰入金		23,603,401	4,273	23,607,674	
	第2項 基金繰入金	19,803,408	4,273	19,807,681	
歳入	合計	1,483,681,879	1,308,302	1,484,990,181	

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第4款 福祉保健費		千円 217,558,038	千円 5,323	千円 217,563,361	
	第3項 医療事務費	21,449,060	2,045	21,451,105	
	第8項 障害福祉費	24,054,531	3,278	24,057,809	
第6款 産業費		303,139,435	186,600	303,326,035	
	第6項 観光費	3,051,726	186,600	3,238,326	
第8款 土木費		150,642,050	1,116,379	151,758,429	
	第7項 交通政策費	2,573,445	1,116,379	3,689,824	
歳	出 合 計	1,483,681,879	1,308,302	1,484,990,181	



第2表 債務負担行為補正 1 追加								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	新潟県健康づくり・スポーツ医学センター管理協定	令和3年度から 令和7年度まで			788,245千円			
	離職者等再就職訓練委託契約	令和3年度から 令和4年度まで			316,800千円			
	県営漁港維持補修工事請負契約	令和3年度			2,000千円			
	県営漁港整備工事請負契約	令和3年度			25,000千円			
	県営漁港調査委託契約	令和3年度			10,000千円			
	土砂災害緊急治山事業工事請負契約	令和3年度			20,000千円			
	土砂災害緊急治山工事調査委託契約	令和3年度			10,000千円			
	一般国道290号猿和田こ線橋補修工事委託契約 (相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	令和3年度			150,000千円			
	県道新発田津川線豊田こ線橋補修工事委託契約 (相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	令和3年度			70,000千円			
	除雪車購入契約	令和3年度			567,000千円			
	一般国道353号道路改良工事請負契約	令和3年度			160,000千円			

一般国道403号道路改良工事請負契約	令和3年度	300,000千円
県道佐渡一周線真更川4号橋上部工事請負契約	令和3年度から 令和4年度まで	250,000千円
市野江地区総合流域防災(砂防)工事請負契約	令和3年度	65,000千円
新潟県立鳥屋野潟公園(女池地区及び鐘木地区)管理協定	令和3年度から 令和7年度まで	346,795千円
新潟県立植物園管理協定	令和3年度から 令和7年度まで	1,300,345千円
橋りょう点検委託契約	令和3年度	400,000千円
こ線橋点検委託契約	令和3年度	100,000千円
災害防除施設工事請負契約	令和3年度	256,100千円
道路改良工事請負契約	令和3年度	310,000千円
緊急地方道路整備工事請負契約	令和3年度	813,000千円
通常砂防工事請負契約	令和3年度	193,000千円
通常砂防工事調査委託契約	令和3年度	8,000千円
総合流域防災(砂防)工事請負契約	令和3年度	65,000千円
地すべり対策工事請負契約	令和3年度	48,000千円

地すべり対策工事調査委託契約	令和3年度	156,500千円
公園整備工事請負契約	令和3年度	460,000千円
土木施設等環境整備対策工事請負契約	令和3年度	71,000千円
道路維持調査委託契約	令和3年度	37,000千円
道路維持管理工事請負契約	令和3年度	275,400千円
道路維持管理委託契約	令和3年度	441,500千円
奥只見シルバークライン維持管理委託契約	令和3年度	35,000千円
弥彦山・七浦道路維持管理工事請負契約	令和3年度	7,000千円
舗装道維持修繕工事請負契約	令和3年度	141,000千円
道路改築整備工事請負契約	令和3年度	300,000千円
地域づくり基盤道路整備工事請負契約	令和3年度	400,000千円
道路安全施設工事請負契約	令和3年度	524,000千円
道路改善工事請負契約	令和3年度	165,000千円
道路防災対策工事請負契約	令和3年度	25,000千円

舗装道補修工事請負契約	令和3年度	736,000千円
防災・防雪施設補修工事請負契約	令和3年度	20,000千円
道路除雪付帯工事請負契約	令和3年度	282,000千円
雪寒施設整備工事請負契約	令和3年度	15,000千円
道路融雪施設補修工事請負契約	令和3年度	147,000千円
道路融雪施設管理工事請負契約	令和3年度	48,000千円
橋りょう補修設計委託契約	令和3年度	10,000千円
河川調査委託契約	令和3年度	80,000千円
防災情報施設保守点検業務委託契約	令和3年度	55,000千円
河川維持工事請負契約	令和3年度	239,000千円
河川維持流量観測委託契約	令和3年度	3,000千円
河川海岸巡視委託契約	令和3年度	77,000千円
河川施設補修工事請負契約	令和3年度	100,000千円
河川管理施設操作委託契約	令和3年度	18,000千円

河川水質調査委託契約	令和3年度	11,000千円
河川整備工事請負契約	令和3年度	60,000千円
海岸維持工事請負契約	令和3年度	5,000千円
海岸施設補修工事請負契約	令和3年度	70,000千円
海岸整備工事請負契約	令和3年度	3,000千円
ダム堆砂測量委託契約	令和3年度	5,500千円
ダム流木処理業務委託契約	令和3年度	4,000千円
ダム堆積土浚渫工事請負契約	令和3年度	7,000千円
ダム堆積土浚渫委託契約	令和3年度	6,500千円
災害関連緊急調査委託契約	令和3年度	7,000千円
砂防工事請負契約	令和3年度	35,000千円
土砂災害・火山噴火緊急工事請負契約	令和3年度	80,000千円
地すべり防止工事調査委託契約	令和3年度	3,000千円
港湾改修費工事請負契約	令和3年度	300,000千円

港湾施設改良統合補助工事請負契約	令和3年度	226,000千円
港湾海岸保全工事請負契約	令和3年度	164,400千円
港湾整備工事請負契約	令和3年度	120,000千円
廃棄物埋立施設工事調査委託契約	令和3年度	1,000千円
港湾維持修繕工事請負契約	令和3年度	35,000千円
港湾等調査委託契約	令和3年度	16,000千円
港湾維持管理委託契約	令和3年度	9,100千円
当直用寝具賃借契約	令和3年度	16,431千円
警察官用被服製造請負契約	令和3年度	47,554千円
施設補修工事請負契約	令和3年度	3,000千円
安全運転管理者講習委託契約	令和3年度	44,027千円
交通安全施設整備工事請負契約	令和3年度	200,000千円
県立学校等電力需給契約	令和3年度から 令和4年度まで	567,902千円
新潟県政記念館管理協定	令和3年度から 令和4年度まで	17,174千円

2 変更		事項	正		補		正	後		説明
			限	度	期	間		限	度	
		加治川治水ダム堰堤改良(通信管理設備)工事請負契約	令和3年度から令和4年度まで	200,000千円	令和3年度から令和4年度まで	250,000千円				
		黒井藤野新田線橋梁上部工請負契約	平成32年度から平成33年度まで	500,000千円	令和2年度から令和4年度まで	500,000千円				

令和2年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
新潟臨海工業用水道汚泥運搬処分等業務委託	令和3年度		千円 238,261



令和2年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,859,980千円は、過年度分損益勘定留保資金832,047千円及び当年度分損益勘定留保資金1,027,933千円で補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	10,394,317	49,230	10,443,547
第2項 企業債	6,947,000	34,000	6,981,000
第5項 補助金		15,230	15,230

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	12,253,939	49,588	12,303,527
第1項 建設改良費	7,633,476	49,588	7,683,064

(企業債)

第3条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
病院整備事業費	千円 6,947,000	千円 6,981,000

令和2年度新潟県基幹病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和2年度新潟県基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	843,082	7,367	850,449
第1項 企業債	102,000	3,000	105,000
第2項 補助金		2,322	2,322
第3項 負担金交付金	741,082	2,045	743,127

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	843,082	7,367	850,449
第1項 建設改良費	189,382	7,367	196,749

(企業債)

第3条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
病院整備事業費	千円 102,000	千円 105,000

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額を105,000千円に改める。

## 病院局公告

## 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月5日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 調達物品及び数量  
生体情報関連システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所  
新潟県立中央病院  
新潟県上越市新南町205番地
- 3 調達方法  
購入等
- 4 契約方法  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
令和2年12月10日
- 6 落札者の氏名及び住所  
クロスウィルメディカル株式会社  
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22
- 7 落札価格  
67,100,000円
- 8 入札公告日  
令和2年11月20日
- 9 落札方式  
最低価格